特1
2174

国立国会図書館　タイトル『温故堂遺事』　請求記号 特1-2174

ガラス使用

戸田松平家一代記

温故堂遺事

温故堂ハ　公乃御書斎の號なり故ニ温故堂遺事と云

一光慈君ハ　寛雲院殿　光濕君の御子ニまします御母ハ榮寿院と称して御家老都筑氏の女なり生年寛永廿一甲申年十二月廿四日御誕生ニて御童名ハ三之助光深君と称す一旦ハ御叔父戸田播磨守光重朝臣の養子となりて御元服ハ寛永十一甲戌年十九日光親君と改名して御家督ハ同六巳年正徳二壬辰歳九月

吉井氏藏書

国立国会図書館　タイトル『温故堂遺事』　請求記号 特1-2174

ガラス使用

特1—2174

ちゝれ　公を未だ乃父侯養子と成しめ給ひ
先親院殿乃御遺跡を継ぎ給ひ
三千俵御諒文さゝれ御参会の列と成り給ひぬ然
御兄庫之助君（浦賀院殿）薨逝御帰君（脱空院殿）お後さ御遊
御ゝ給ひ（公御幼年）御歳ゆえ御家中ゟ還し奉ら
ゐゝく世嗣ゟ立ちれ御家督ゟ遊ばされ
ゐゝ御名を孫四郎先武君と改ゟ
年九月四日　御父先憲君御遊去ゟ日十一月朔日
公御家督ゟ遊ばされ（公御幼年）同日志摩國鳥羽へ御所替
乃命蒙ゟゐゝく同二戌年三月十一日ゟ鳥羽へ移り給ふ

実ゟ又御諱を先英君と改ゟ同六年丑歳又
御諱を先慈君と改ゟ同八癸卯年四月朔日
有徳院様ゟ初て　御目見（時ゟ公御歳十二才）同十七己年十月十
八日志摩国鳥羽ゟ信濃国松本へ御所替仰蒙る
同年十二月十八日従五位下丹波守に叙任ゟ同
十一丙午年三月朔日ゟ松本へ移り給ふ同十五庚戌年十
月初て松本へ御入部ゟ国中へ御仁政を施し
ゐゝく凡十六年の春秋を送り給ふゐゝく御歳二十一にゟり
て同十七壬子年八月十日ゟ江戸呉服橋御邸（ヤシキ）へ遊去
御ゝ給ふ　御当嶽ゟ榊（ヒサキ）ゟ欽て榊踊（サカキオドリ）哭泣（ネキゴト）ゟて送り

なり 澹州桑山知勝院に葬りなりぬ 浄法師 恭心院殿穆堂良恭大居士と諡し奉る

一 公 寛歳六年に至りて 浄土の教門を開き 世堂長雲君の 御側へ入らせ給ひ 或時 君と 公 浄教を称ふる者唯 御抱き起すに 公 浄教を称ふる者唯 御抱き起すに 公 浄喜しの 御歌を 哭こと 弥々深く 戴きて 御膝を 御枕とし 深く 戴きて 御膝を 御枕とし 公 浄明 君の 御前にて 浄教を 称ふる事 数十遍 終に 寂臣皆 収め 葬し

一 公 幼年の 温和 慈愛の 御仁徳 御座なる 蟻の巣と 宿りて 或時 浄収 御庭なる 蟻の巣と 宿りて 或時 浄収 御庭なる 蟻の巣と 宿りて 或時 浄収 御庭

一公淸幼かの時より孫の外淸源公と年を爰に次ぐ淸正識かく書法と学ひ玉ふ文字の外に敏達不
勞して孝経及び大学等を学ひ玉ふに一字も忘れす記臆しまた他を誦さるに一字も忘れす
又壮年の人と雖も及ひ難き文字も多く通鑑の如き未学ひ玉はさるれ近藤士收て学ひ重臣と淸敏を
称美し群臣心是と奇異とし感しまた忘れ淸記
一前の住人深見新右衛門玄岱に書法を学ひ玉ふ

玄岱没後　公淸十一歳の時享保七壬寅歳遠江の
住人細井次郎兵衛廣澤かまた書法学ひ玉ふ
一公淸十二の時享保八癸卯歳四月朔日淸前警固の初
て　有徳院様へ吉宗公　淸見　淸公　妹君を拝ら
武州　厩中にて淸少将に任せられ淸国席の法
方淸載と淸重水淸の梅枝と
和漢の中へ淸重を淸載と淸重水淸の梅枝と
一つまれ淸方と呼ひ来されそれ水淸へ淸重
なしと仰られ淸載

国立国会図書館　タイトル『温故堂遺事』　請求記号 特1-2174
ガラス使用

の清原系梅小図庵ニ清方ニ清書セシメ清行朱ヲ彩色浦カ図ニ
一公清性淡清記臨写ニ清十二ノ衣清近習の衣ヨリ
物清ノ衣ニハ或ハ清ヲ 墨のぼかし
坊主ヨリ清等迄モ清淡ニ遠ノ出先清玄覚の清
張紙ハ金の向柳ヲ以テ杜母ヒ故ヨ柳ヲ外ニ
モ外蔭涙の間松の間松ヒ梅ヒ松ヒ
柳ヲ外間の清ヲ九枝ヲ香ヒ
ヨハ清持道具抔ヲテ物ノ元ハ別清徒元の清
ヒ十文字清法の名ハ備前長次清梅ハ熱張菓相の清
毛剛ヒ元ハ清平生清仏系清社系清鷹師ヒモ清ヒ
ヲ苦シ大閤秀吉公の清道ヲヒシ
ヒ云伝ハヨ又製の清ヲ茶の清飯ヒ
一清方ハ無銘ヲヨ元清平生清ヒヨ一席の清
抱節の清淡ハ苦シ漠西八郎為朝の矢の根ヲヨ
清平生清伝ヒ元ハ志津三郎ノ作ヒ云伝ハ
元ル清平生清ヒヨ一青貝梅清長刀ハ元ル清伝ヒ云
ヨハ出シ物ハザリシトヒ苦シ
大歌院様ヨリ清拝ヲ遣テ清長刀ノヨ一ヲ
ヒヨ清ヲ清抔ヲ遣テ清長刀ノヨ一ヲ貝清鷲ヲ
ヲ求メシテ 清成清伝の清道具石残閣ノヨリ
ヒハ所ヨ

一公淸十二三の比多羽とちゝめしが
と淸をゝくゝ出淸銀錢の貧福
或折ゝ火ゝき置り俄ま
多事雜さ初ゝく淸屋の配紙淸後ゝ
淸屋前句ゝ雨漏ゝ淸渡所の淸床の上のゝ僅ゝ雨
漏ざりさゝ有ゝ川沙汰ゝ淸渡ゝ淸側
の者ゝ上ゝくゞ 公行ゝん類ゝ
淸跡絶とゝ出ゝ淸近所の
の淸ゝ入ゝ座の私ゝ而年のゝ
淸渡ゝゝゝゝゝゝゝ
筆と思ふゝゝゝ我ゝ御ゝふ
淸ゝ事ゝゝ惜ゝ出ゝ
其ゝ限ゝ意の家ゝ
ゞゝゝ淸意ゝ

国立国会図書館　タイトル『温故堂遺事』　請求記号 特1-2174
ガラス使用

一公幼若年ゟ経書を学問
いたして文華を好ミ
頗る強梁ニ而
武勇ニ長ミ
一公の御書画漫放堂にて強史及諸名家の書籍
と御談ニ
歳の数とも
重夜黽勉(ビンベン)として倦ミ

苦行と野人の差なり乞即ち碓井
の書曲なる処へ善心自然と
心放ちて書を読こめよと
一以来と清前賛の如清在所
ひさなる放飯と厳密清倹約と
後の方おろへ元来清名張ハ清水第人数多の
とも宋と方へ迷と批政の子曾よ此度の事ハ清
来と清臓か如きおろへ評議ハ曲を附大面組と
城清三の事のるハ清若ハ碓井
を肥ハ其如く批政の子孫ハ清水第人数多の

如近藤源為正数其組下へ
ハ国いとも子の孫ハ鉄炮一挺ハ其出ハ
かろ此源左馬の柩いと曽清
更ハ押て其如く批ハ此源為服中為
内ハかろ為念ハ清若ハ
為ハ此事政度く国ハ通に止めハ此為の組
下ハ新組か為清人城ハ清服ハ如
為組下為新通ハ立通ハ為収ハ
公江戸為ハ元為ハ京保十ハ歳八九
同ハ俄俄清若中批事為堂集色度く清

出ることを作出等に託して海行等の語用みて
海出の事かとおぼえ宇小野国堅の事をしおれ死の
篇目にあることを以て帰ることと歌のことを
海屋等の海入の事次とを以ていふ海を
海と書て海入ることおしてふ幸海宗郷
宗財物等の事源氏 公作入れ私を分配る事
按音も庶幾之 公智さることを心えて海住の事

依宇小野水野出羽守忠綱地頭引物と称する松
本の私蔵の物を物の幸海部を以て
鳥羽と訴訟公作者をして海部を
海部と称ることを尤近歳ことに海賊の
ことなれば公の罪を海汚の色多知れ動ふ河原者
海技者ことなれば実に海汚の事ぞと海入
真頼 俳諧者ことに
公の罪を以海所
勅勘かうぶる同年十月十八日 台命下り海
所詮ところ 作者ら 海主ところ未人数多てこと
鳥羽場楼白蔵頭松本へ所詮を 仰ことら 海部て

国立国会図書館　タイトル『温故堂遺事』 請求記号 特1-2174
ガラス使用

上意のよし同年十二月十八日徳川五位下に叙せられ丹波守
と任じさせらる同十一丙午歳二月廿一日松本へ移る
公去己歳浄玄寺十四世を請じて祈る所の慈深うして事群臣皆感深奠敷一切へまでん
一松本は沸城ハ永正元甲子歳嶋立右近将監と云人築之
江人淡路判髪して芳菓在士と號ス故城を萬
歳城と云へり享保十二丁未歳閏四月朔日沸常例の
禮服着用九半時比沸御前へ御金御屏風と沸毫和の燈台
出ス内ニ沸如城(ママ)九ツ残一時の煙と為ニ
ととく焼失ス 沸如城名梓板ニ書之年号第七ツ
五百字を第七ツと云

沸天守沸四方の格子ニ張付て内ニ
沸御殿焼後戸田十五郎憑教(時ニ歳二十六)御下の諸士百餘
其煙焼を犯して防ぐ所の黒煙巻立て已ニ命も危
き程なりし沸天守統ク諸士の面々我先ニと逃下
る諸士の入口ニ十五郎憑教
右往左往ニ散乱ス是沸天守の
為の強て止んとすれ共一人ニ十五郎烈氣の勢
ニ誰も止る士皆立帰して立場前ニ
威権を顕ハし諸士ニ示しける
倶ニ時大煙を防きて忠死せんより
也と聲高ニ云ふ諸士皆下拝して

再び沸天学へより杉岑細井
程を沸天学若かりしとき人是を
の方しと皆人感賞しより此
公妻沸数ヶ敬拝され天より九洋しのびて不浅歎き
しなり

一公沸立府の時従享保十二丁未歳四月廿六日卒田十五
歳にて沸勝手用役野山四名の為了勝本
沸論語を首め沸論を講じ後に物徂徠を
不調法と私に仰付られ新
重ね沸説を取用ひ

ゐ八沸意と称しより沸を友諒と
也、学ぶ者を指して也、沸学
沸九道と八沸説不分明
一日私へ物沸徒と号しより
一公沸前髪の時杉本沸学
笑し給ふ江戸表に家に
仰ら八寛文三癸卯歳公儀
度に文武弓馬を道当の相嘗事と
の両輪の乃両翼のごとく
武文と認めしより文武

国立国会図書館　タイトル『温故堂遺事』　請求記号 特1-2174
ガラス使用

と称する事多し後ハ即文也又武事と雖ども即武也其席の先後依て分るゝ耳なりさる後先後なき物なり故に

一公淵如かの時より東郊と淵成共に迎ひしハ甚だ

淵成長の後ハ必ず英名あらんことを

許よハ淵亮中の即と尸祝るゝ如し也

一公或ハ淵登 城と云淵同席の時方板種々の物語の

移りより淺野か大変の淵吟ありて大石良雄と知れし也

人義士主君の讐敵を討し如望を達せる安堵の忠臣と

称し称美の事ありて於る家来を持ち結合し我が進

美なれハ淵吟合ひ程なく 公ハ即死をしたがひ

淵同席の淵方 公ハ何と思しめすや と伺ひ

云ハ名板とハかしこき遺言にて彼忠臣の名其心忠ハ何と

いふも実行実ハ不可ふ如何ぞ君一朝の怒りより

と忘れ国を失ひ群臣離散して大変に及ぶの形る大変と及忠臣

と名義うんぬんハ国家警戒ありまされハ不如と毎年の

時を心志と共行実とを愛する若ハ真の忠臣と

称ふことのなしかたきハ淵同席の淵成ならん

一二つの比ハ有徳院様淵成と云淵駕迫く 公と百せき一せき附の同淵物語拝ことゝ

公諱元長字子温称彌右衛門別号温故堂姓藤原氏
一享保十五庚戌歳　公誕生年十九歳而入部ノ
事ヲ司ル蓋シ新政ノ初ニ当リ百事草創ニ属シ
且ツ多事ノ秋ニ際シ乃チ公ノ才識ヲ以テ之ニ
任ス公亦能ク其ノ職ヲ尽シ其ノ任ニ堪フ
一享保十九甲寅年十月初テ松平
右近将監殿ニ従テ鶴ヲ領ス
一享保二十乙卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一元文元丙辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一元文二丁巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一元文三戊午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一元文四己未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一元文五庚申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一寛保元辛酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一寛保二壬戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一寛保三癸亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一延享元甲子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一延享二乙丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一延享三丙寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一延享四丁卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一寛延元戊辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一寛延二己巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一寛延三庚午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一宝暦元辛未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一宝暦二壬申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一宝暦三癸酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一宝暦四甲戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一宝暦五乙亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一宝暦六丙子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一宝暦七丁丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一宝暦八戊寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一宝暦九己卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一宝暦十庚辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一宝暦十一辛巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一宝暦十二壬午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一宝暦十三癸未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一宝暦十四甲申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明和元甲申年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明和二乙酉年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明和三丙戌年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明和四丁亥年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明和五戊子年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明和六己丑年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明和七庚寅年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明和八辛卯年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一安永元壬辰年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一安永二癸巳年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一安永三甲午年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一安永四乙未年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一安永五丙申年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一安永六丁酉年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一安永七戊戌年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一安永八己亥年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一天明元辛丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一天明二壬寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一天明三癸卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一天明四甲辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一天明五乙巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一天明六丙午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一天明七丁未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一天明八戊申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一寛政元己酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一寛政二庚戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一寛政三辛亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一寛政四壬子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一寛政五癸丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一寛政六甲寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一寛政七乙卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一寛政八丙辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一寛政九丁巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一寛政十戊午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一寛政十一己未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一寛政十二庚申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一享和元辛酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一享和二壬戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一享和三癸亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一文化元甲子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一文化二乙丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一文化三丙寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一文化四丁卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一文化五戊辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一文化六己巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一文化七庚午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一文化八辛未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一文化九壬申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一文化十癸酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一文化十一甲戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一文化十二乙亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一文化十三丙子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一文化十四丁丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一文政元戊寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一文政二己卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一文政三庚辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一文政四辛巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一文政五壬午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一文政六癸未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一文政七甲申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一文政八乙酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一文政九丙戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一文政十丁亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一文政十一戊子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一文政十二己丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一文政十三庚寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一天保元辛卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一天保二壬辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一天保三癸巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一天保四甲午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一天保五乙未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一天保六丙申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一天保七丁酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一天保八戊戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一天保九己亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一天保十庚子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一天保十一辛丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一天保十二壬寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一天保十三癸卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一天保十四甲辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一弘化元甲辰年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一弘化二乙巳年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一弘化三丙午年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一弘化四丁未年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一嘉永元戊申年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一嘉永二己酉年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一嘉永三庚戌年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一嘉永四辛亥年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一嘉永五壬子年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一嘉永六癸丑年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一安政元甲寅年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一安政二乙卯年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一安政三丙辰年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一安政四丁巳年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一安政五戊午年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一安政六己未年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一万延元庚申年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一文久元辛酉年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一文久二壬戌年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一文久三癸亥年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一元治元甲子年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一慶応元乙丑年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一慶応二丙寅年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一慶応三丁卯年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一慶応四戊辰年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治元戊辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治二己巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治三庚午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治四辛未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治五壬申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治六癸酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治七甲戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治八乙亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治九丙子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治十丁丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治十一戊寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治十二己卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治十三庚辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治十四辛巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治十五壬午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治十六癸未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治十七甲申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治十八乙酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治十九丙戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治二十丁亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治二十一戊子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治二十二己丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治二十三庚寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治二十四辛卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治二十五壬辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治二十六癸巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治二十七甲午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治二十八乙未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治二十九丙申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治三十丁酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治三十一戊戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治三十二己亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治三十三庚子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治三十四辛丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治三十五壬寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治三十六癸卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治三十七甲辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治三十八乙巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治三十九丙午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治四十丁未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治四十一戊申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治四十二己酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治四十三庚戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一明治四十四辛亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一明治四十五壬子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一大正元癸丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一大正二甲寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一大正三乙卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一大正四丙辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一大正五丁巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一大正六戊午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一大正七己未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一大正八庚申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一大正九辛酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一大正十壬戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一大正十一癸亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一大正十二甲子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一大正十三乙丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一大正十四丙寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和元丁卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和二戊辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和三己巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和四庚午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和五辛未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和六壬申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和七癸酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和八甲戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和九乙亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和十丙子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和十一丁丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和十二戊寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和十三己卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和十四庚辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和十五辛巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和十六壬午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和十七癸未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和十八甲申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和十九乙酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和二十丙戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和二十一丁亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和二十二戊子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和二十三己丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和二十四庚寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和二十五辛卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和二十六壬辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和二十七癸巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和二十八甲午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和二十九乙未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和三十丙申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和三十一丁酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和三十二戊戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和三十三己亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和三十四庚子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和三十五辛丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和三十六壬寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和三十七癸卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和三十八甲辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和三十九乙巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和四十丙午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和四十一丁未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和四十二戊申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和四十三己酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和四十四庚戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和四十五辛亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和四十六壬子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和四十七癸丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和四十八甲寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和四十九乙卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和五十丙辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和五十一丁巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和五十二戊午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和五十三己未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和五十四庚申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和五十五辛酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和五十六壬戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和五十七癸亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和五十八甲子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和五十九乙丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和六十丙寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和六十一丁卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一昭和六十二戊辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一昭和六十三己巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成元庚午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成二辛未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成三壬申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成四癸酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成五甲戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成六乙亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成七丙子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成八丁丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成九戊寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成十己卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成十一庚辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成十二辛巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成十三壬午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成十四癸未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成十五甲申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成十六乙酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成十七丙戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成十八丁亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成十九戊子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成二十己丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成二十一庚寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成二十二辛卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成二十三壬辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成二十四癸巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成二十五甲午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成二十六乙未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成二十七丙申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成二十八丁酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成二十九戊戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成三十己亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成三十一庚子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成三十二辛丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成三十三壬寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成三十四癸卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成三十五甲辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成三十六乙巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成三十七丙午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成三十八丁未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成三十九戊申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成四十己酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成四十一庚戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成四十二辛亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成四十三壬子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成四十四癸丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成四十五甲寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成四十六乙卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成四十七丙辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成四十八丁巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成四十九戊午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成五十己未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成五十一庚申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成五十二辛酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成五十三壬戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成五十四癸亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成五十五甲子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成五十六乙丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成五十七丙寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成五十八丁卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成五十九戊辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成六十己巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成六十一庚午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成六十二辛未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成六十三壬申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成六十四癸酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成六十五甲戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成六十六乙亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成六十七丙子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成六十八丁丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成六十九戊寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成七十己卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成七十一庚辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成七十二辛巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成七十三壬午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成七十四癸未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成七十五甲申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成七十六乙酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成七十七丙戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成七十八丁亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成七十九戊子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成八十己丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成八十一庚寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成八十二辛卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成八十三壬辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成八十四癸巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成八十五甲午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成八十六乙未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成八十七丙申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成八十八丁酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成八十九戊戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成九十己亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成九十一庚子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成九十二辛丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成九十三壬寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成九十四癸卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成九十五甲辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成九十六乙巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成九十七丙午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成九十八丁未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成九十九戊申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百己酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百一庚戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百二辛亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百三壬子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百四癸丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百五甲寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百六乙卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百七丙辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百八丁巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百九戊午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百十己未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百十一庚申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百十二辛酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百十三壬戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百十四癸亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百十五甲子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百十六乙丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百十七丙寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百十八丁卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百十九戊辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百二十己巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百二十一庚午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百二十二辛未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百二十三壬申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百二十四癸酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百二十五甲戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百二十六乙亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百二十七丙子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百二十八丁丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百二十九戊寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百三十己卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百三十一庚辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百三十二辛巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百三十三壬午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百三十四癸未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百三十五甲申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百三十六乙酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百三十七丙戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百三十八丁亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百三十九戊子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百四十己丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百四十一庚寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百四十二辛卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百四十三壬辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百四十四癸巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百四十五甲午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百四十六乙未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百四十七丙申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百四十八丁酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百四十九戊戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百五十己亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百五十一庚子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百五十二辛丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百五十三壬寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百五十四癸卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百五十五甲辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百五十六乙巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百五十七丙午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百五十八丁未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百五十九戊申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百六十己酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百六十一庚戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百六十二辛亥年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百六十三壬子年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百六十四癸丑年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百六十五甲寅年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百六十六乙卯年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百六十七丙辰年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百六十八丁巳年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百六十九戊午年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百七十己未年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百七十一庚申年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百七十二辛酉年十月十五日命ヲ奉シテ
江戸ニ赴ク
一平成百七十三壬戌年十月十五日命ヲ奉シテ
京師ニ赴ク
一平成百七十四癸亥

頭の者、得心致し、先童子相果、公未だ徒士と二字
に御座の節、道中吟味の任重き、勤と名付、士と唱し
と名、公自ら下に徒侍と唱て、由侍と称
越ての由、相道中得心の筈頭の
得云等々相立ち、或ハ若輩の者、お意の得心
にも成得ざる時の思召等ハ、
得云関との詰士、何も下に吟味との
士の者吟味と、得意と得出得徒
筋流に及ぶ、徒士名淡き配と、
得事等ハ過ぎ、得供の得徒
の程得吉例となり、
一公杉本へ、或ハ得入部、この節の
者為替を以ても、しとの思掛
者を調候筈にて、
得収ニより得遣し、
出情仕度杉本にて得意の
得口状を拵ハ又、この
仰に我お菓子焼ハ好り
ものの者、

ぎりの好かそんの乃こ孫そ松ゑ伽ぬ
一公御重生御膳召よそもなふ時御若と揚ふれ御椀を
御戴きたし　粒〻皆辛苦と御咄をして御飯とそ上
るまゝとそ　或時御例勤の為精〻咄辛苦と
毎〻御咄被されの事一ツ〻の倫と食ひ白日地度り一生涯
公のおしりまハ皇天我と生こそ
る〻天の人と婦こそ　事を恩徳廣大にて第一
をも報し難しいつ〻も右穀と
色さんいと恐多〻又此嘉穀ハ農民の辛苦ら所こ
栗神の恫農詩ニ鋤禾日當午ニ汗滴禾下土誰知盤

中、飧粒こ皆辛苦ト此詩の下の句こ
こゑ謝をるの心こそのものきこと
一公或時の御膳こ御香物こ茄子漬二切ら上り
御度ら上りなきまハ御膳部へ乃ち茄子地御好
きこそ御返ら後の御膳ニハ茄子漬四切を上
皆ら上りなれハ御膳ニ御心得ふて御好或ハ茄子
ゑ又ハ九ニそ又九二ニと御お指ニ上る是こそ以川ら御
收〻ら上りなきハ御ニ茄子漬と綾合ニ差上
良久敷なと陳て　公御重の
香物とをの日こ指お進ニハが御ニ云〻御重ニ御迷ニ

存かの幸元の二切よお庵ニ於て教人との
ありしとき 侯膳番の事とありより 上の思召通
行れ已入不調法ニ而御役人ハ下出ニ別条和至
思召お窺ニ不及心配の事ニ付御役
御免仰出ハれ難有奉存候
一公義ニ而ハ武士ハ其才器大ニ
徳ありニ故ニ妻妾ハ大数有之者を撰ミ
しと 公侯内室ハ杉孝紀伊守信
ニ而ありしニ此娘君人ニ勝れ
り 侯御納ニ而ハ哀ミ深く

公子ハ〳〵と申て御家中
元ハ正室の娘ニ而ハ無之ニ
ハ思召お外侯妾ニ召
と月満ニ而ハ娘君誕生ニ
大数ニ而ありて 侯寵
侯ニ而ハ娘君初青山大膳亮幸
道候へ嫁しハ故ニ而 侯離別
江戸長教院殿と称し奉り
一公常ニ御側女中の衣服裕
多く地無之ニ而ハ又裁絶ハの女

国立国会図書館　タイトル『温故堂遺事』　請求記号 特1-2174
ガラス使用

女心書を読ざる者、
素読をさしめおくべき事
なりとて古語を婦人識字多き致論
学び私の字あり世語を一字千金とも女も
学ばおくべき事なりとて清自
しとく公廉先生の遺筆の法と
綴り仮名づかひまで君臣歌
○きみまくらおやこいもせにえとしれぬねほりた
うへてすゑしけるあめつちさかゆよをわひりゐぬの
ろなは堅澤君臣親子夫婦兄弟井鑿田種未

繁天地榮世勿佗舟之櫓縄本文二十
文字かく唯縄を結び置きし代黄帝の史官倉頡
と云る人亀文と見又ハ鳥獣の迹をとりて文字
を製し結縄の政に代りしと夫より六書ハ體として書
體影く出来り中華ハ俗間の小児書代学ぶ初
まハ○上大人丘乙己。化三千七十子。小生八九子。佳作
仁可知礼。とハ世四字を天下一同よろこぶ事祝枝
山の猥譚を見くたりとて孔子の父叔梁訖へ奉るの
書を託して筆畫乃少きいろはの文字を集て作りし本
朝のいろはを翌ふのめしより上大人とハ父へなぞらへ

国立国会図書館　タイトル『温故堂遺事』　請求記号 特1-2174
ガラス使用

孔子の名已に二年唐化三千七十子と云孔子に化せるの
美子三千に余ると云ふ小生八九
ら八九七十二人の六藝を通じ仁を行禮を知る輩とそふ
吾が朝わづかに弘法大師唐土の文字成やうして天竺の
成就て四十七字の平仮名作り玉ふ片假名は吉備の大
臣公作りそへ給ふとそ

一公二の御孔子御住居なれども古山地と云所にて
て爾ま心御帰まちかとそ或時太鼓御の音人
た公の御耳を初て不快仕ふ以ての外御立腹
御者ども御用番の中屋ふ
公の御前ま参上ま教ま

のこと多くおそれ寂寞ものにてあり心淡ふの節
修行中如何と柏子木をもつて打ち
両面の当番相の木を合せ打ち
半更に至れば仁智の思ひ
当番者ども驚破して起ると
一公古山地にて女中へ養蚕を仰付
らるゝ処にて蚕婦の詩に昨日到城郭帰来涙満巾
遍身綺羅者不是養蚕人此
ちんの
一公常に経書数百部を読ふ聖人

国立国会図書館　タイトル『温故堂遺事』　請求記号 特1-2174
ガラス使用

を師とし學人を友とせる事異ならず
の暮六日夜書籍をとりしまひ
一公淵詩作を好まず詩九百首
悟をもひて春霄一刻直千金の佳言と耳しるひて
一杉公淵隆子地圖を望みて
樂しむ事しかし
一公常に淵迫哥の古へ淵教訓せんを
第一号鳥の足とをもひ四書五經と讀し
聖賢の足跡を學ばん事を
玉不琢不成器人不學不知道と云ひおもふ道
學ひく次第筆にまかせ書事ありのまゝを言
の人と志を通し旅し昔九州鳴澤の家臣小野梅はるる
若娘を同藩瀬川氏女と嫁す天正十八庚寅年瀬川高麗
國へ出陣を聖章女房菊女の方へ文來女の方へ文をし
まるる式私大阪の難を逃ひく上前と別しの文出て海
上に浮ひりを九鬼大隅守方へて大閤秀吉の陣前へ
參ぢ大閤淺のう次淵威ひりて來女を召呼れ淵至我
ひり歸陳に行年とも七十餘の齢の二首は歌あり
明ひんより來る志とは誰れをかたらん
書送るをねうらも浦山しき人のうらとなれば

国立国会図書館　タイトル『温故堂遺事』　請求記号 特1-2174
ガラス使用

形をの書ヲ経ヲ心の誦ル遠国ヲ通シ人の心と感動
セしむること沸例の若ク僧等の人
一公沸仁政の沸ル豪ラヲ多ク戸口漸ク殷富ニ
おのおの私しの外に人畜ヲ画ク時ニ花下ニ
多ク人家を就変化する種ヲ出シ其ヲ
その感をめて自然と人家を和ラ
風化の助となる事ヲ東沸ハ沸堤西例の杭陽ニ
数十株植ル作セしむる汗陽毎大橋の左ニ
往き来の人ヲしめ人氣を和ラ
一公沸当中の去の武藝を沸上候ヲシ時沸近習の者

沸芸ヲ云ヲ於芸ヲ沸云ハシしめ沸
ヲ過きたりて沸思ヲの程ヲ伺ひ
ヲ我ヲ云ひきて精心ヲ出メ汗ヲ流シ厥ニ
芸ハ吸ヲ如と仰のうしなり
一公初て沸入部の年ヲ民の辛苦ヲ
野ヲ称シ鉄炮ヲ打ヲ沸出ヲ春二月乃
改ル所ヲて上ヲ方ヲ沸ヲ
田の水ヲ和ル沸通ヲ遊リて
の古株ヲ悉く沸除ケ沸ヲリ
田ヲ遠ク耕シ新ヲ苗ヲ植ヘ

国立国会図書館　タイトル『温故堂遺事』　請求記号 特1-2174
ガラス使用

[illegible] 公仰よ我おの〻[illegible]
なるへきとをもつて 御意かうふり
[illegible]り御慈悲深き殿つかと感激して喜ひしとそ
一御領分御収納高弐拾万石余帳面と御相違なく
地方役人御通行之節ハ必御上下をおさへて関東の方
へ御向ひ之帳面と御載きうけられて後御披見なりしとそ
一公武時御近習衆文武ともに御普請出来之節ハ
やと御尋ありなく衆門客書に逢て毎
ハ汝宿元へ帰国一ヶ年逗留して来れと御意ありて
加年始之御書に対面仰付られ何の事も無之候
ト云ハ年ハ公仰よ若当年又ハ
[illegible]来ると 御意なり対面して
[illegible]なきハ何方へ書に時候を
きり書ハ汝よハて気心ハ[illegible]と御世話なり
御前へ参る[illegible]ハ[illegible]の依[illegible]
公仰よ別の事よ[illegible]汝の書ハ[illegible]事なり
気配の落きりのなん[illegible]
衆を付て見苦しからんやうに改をつとめしむ
第三対面[illegible]

の春老父も行て促すに促まらず
まてしく某謹てれの
該書に心を添きくるる
く遂る雑ありとも
事志入ざる無志の
一享保十六辛亥年秋八月十一日
光雄君御国乃ち御願
而近藤兵右衛門
同廿二日御巡郷ニ
ける御公の加合十
御公の加合十
御公の加合十

御公御倉
御公御倉

御公御倉

御公御倉

国立国会図書館　タイトル『温故堂遺事』　請求記号 特1-2174

ガラス使用

原かうしとう人十五前ゟ此事ニ而御学問
の入来ニ事口悟を次まことそ深歎かわしとも
十五前淵教ハ山崎闇齋の学風と学ひ深く孟子ニ
信仰して毎日出仕のおり度を調ゝ　墓前　孟子と誌
候ものゝ事ニ候
一或節季に借ニて御方をゝお勤ゟ年や越ニ
年や越ニ少ゝをゝと当惑の折ゟ
此御方ゟ迄ニ御借ニ彼の若ゝ者その
衣類抔も若ゝ兼家内の着ゟ
物来小判ゟて御ニ払ゟ
きゟ
公事に仰ゟ汝当々その物来ゟ御方ゟ
ゟ御方ゟ御意の通り小判ゟ
小判の儀ゟハ不都合ゟ
難ゟ上即小判ゟ
金八ゟ完御破ニて金四両ゟ
程ゟて戴ゟ
ゟ
ゟ

[illegible]

一公御在府の節御茶屋の名を申に若狭と云ふ
事も空を忘れる哉　公御詠
[illegible]
[illegible]

一公御在府の節御茶屋の名を申に若狭と云ふ
事も空を忘れる哉　公御詠
[illegible]
[illegible]

公の御仁愛深きを感賞奉りし事後
去迚も　御尊厳濃別桑山の御詠歌の
如く御屋敷を品川彈正と御改りて
こうなり

一享保十七壬子歳江戸呉服
公量り改も病の床と分せられ
ましまし殊四年八月十一日御年
御命数を尽り呼ゝ天哉命哉上下悲歎実に
して止事なき御在世十六年にして
御国政を執しめし事三十年にこそ

松平丹波守藤原光慈公碑文

信州松本城主、従五位下、松平丹波守、諱光慈、姓藤原、氏戸田、其先華族也、而出正親町三條家、始祖右中將實興公、有故浪遊江州、娶戸田氏女、而生實光公、實光公有將材、以雄豪、創起乎三州田原、假母黨氏、以稱戸田、其子宗光公歸彈正左衛門、始築田原城、故爲家祖、宗光公、生憲光公、憲光公生政光公、政光公生康光公、稱彈

国立国会図書館　タイトル『温故堂遺事』　請求記号 特1-2174

ガラス使用

正少弼　源廣忠公聘康光公女、為夫人、
其子丹波守宣光公、掠畧隣邑武威倍張、
新砦二連木移焉後歸全香生主殿助重
貞公永禄之初見神祖有龍昇之勢竊
属意於麾下、神祖亦首招重貞公、三
州諸豪靡然風従者、重貞公先導之功名
多無子弟弾正忠重公當嗣、亦従戰有功
生丹波守康長公、六歳喪父、神祖以父
祖有勲勞恤其孤幼、以妹嫁之、又賜松
平氏及諱一字三遠之戰奏功數矣
神祖藩關東之日、康長公亦自二連木
徙武州東方、關原大坂之役従征力戰屢
踐危地、身被三創、居亡何、移上州白井、而
古河、而笠間、而高崎、歷徙秩至五萬石、至信
州松本領七萬石、嫡子永兼若有疾不立、
後建祠祀之、陽谷靈社是也次子加賀
守忠光君、従父干役、亦未立而卒弟佐渡
守康直公當嗣、而移播州明石、會大猷

国立国会図書館　タイトル『温故堂遺事』　請求記号 特1-2174
ガラス使用

殿下上洛、康直公将之、洛道卒無子、殿下命忠光君子光宣公為嗣、稱丹波守、而自明石遷濃州加納、挙三子、曰光永公、曰光澄君、曰光賢君、将卒請割其采地一萬石以分弟二季、以故光永公領六萬石、而生光憑相継居加納、蓋七十餘年正徳元年辛亥光憑公蒙令移城州澱、於是光慈公生澱城、生母都築氏養母阿部豊後守正武女、光憑公有子男五人、光慈公、

第三子也、叔父播磨守光規君、養以為子、亡何二兄尋夭、乃請使光慈公帰宗、以為嗣、享保二年丁酉九月、光憑公卒、光慈公継立、時六歳越三年戊戌、有令移志州鳥羽、十一年丙午、又移信州松本、十三年戊申、殿下詣日光山、令光慈公為警衛、十五年庚戌十月初赴松本任其在任也、昕夕用心政治、政教不懈、賞有功、糺不軌、礼節有立、比歳移鎮兼以時艱、財用不足、

国立国会図書館　タイトル『温故堂遺事』　請求記号 特1-2174
ガラス使用

士庶窮困、心不自安、力守節儉、菲食疏服、以身先衆、其檢守自固、終始如一、及暮年、四民稍振、辛亥之春、城中大開教場、使群士講武事、且使步卒作進退試、其教練、秋八月巡視治邑山川、聚落經歷殆遍、諦觀民俗、最安老者、襁負惟到處老雅野迎、齒及稀古者、停輿命酒、其耄耋者、則給穀及絮而、過、百姓歡呼、不敢譁、此歲信州水潦、民有菜色、列郡饑者纍纍而出、乃免租救荒、給食賑饑、本邑無乞塗者、民至今感戴焉、其為人也、幼不好弄、雖近狎之臣、未嘗有老成之狀、其忠愛孝順、出自天性、奉大孀人也、篤至、遇弟妹也、友于兄弟而有條範、自幼生長東都、能習公朝之典、故其有朝也、不輸位與人言、堂々乎有不可犯之色、人皆以衡鈞期之每、値齋明盛服、終日端坐至寢乃已、家忌亦如

国立国会図書館　タイトル『温故堂遺事』　請求記号 特1-2174
ガラス使用

此、國俗崇祀祠官社司巫覡之輩、往々皆
獻神符令禁之曰、爲臣子者、爲君父禱之
於神祇、固其所也、不務自修而徼福於神、
惑孰甚焉、專尚經術、不好文華、日夜攻苦、
頗通經理、間設疑難多出人意表、凡絲竹
之娯、器玩之具、屏一切無所好、燕居之暇、
特愛臨池喜集古今法書、時々摹臨、以爲
樂耳、嘗慕高玄佐近就井廣澤、亦問書法、
其居恒性衎大率類此、壬子夏六月朝覲、
東都、蒙 令爲都城南門内櫻田口守衛、
未幾、嬰病不起、嘗聘松平紀伊守信峯妹、
未婚、無子、有二弟曰内藏允光孝若曰織
之介光雄君、光是光孝君、爲戸田孫七郎
光言君所養、故詰以光雄君爲嗣、遂卒、
服橋第、生正德二年壬辰九月廿三日、年
僅廿一、及卒也、士民悲慟、號慕不已、隣
家來弔者亦多、視政未三歲、其惠化之所
暨亦如此、於是殯斂備禮、奉柩護送塋于

国立国会図書館　タイトル『温故堂遺事』　請求記号 特1-2174
ガラス使用

特1
2174

濃州席田郡桑山祖塋ノ之傍ニ又瘞ニ遺髪ヲ於
紀州高野山ニ、樹ノ之碑ヲ以表ス焉、法諡恭心院
殿穆堂良恭ト云ヲ、

松平丹波守藤原光雄立

氏ハ多湖、名安、字玄泰、號ス
家臣多湖安代撰
柏山ト松籌儒員、

国立国会図書館　タイトル『温故堂遺事』　請求記号 特1-2174
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『温故堂遺事』　請求記号 特1-2174

ガラス使用